

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第1回 さいたま市特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成19年9月25日(火) 15時から
3 開催場所	さいたま市役所 別館2階 特別会議室
4 出席者名	利根会長、青島(朋)委員、荻野委員、貝山委員、 金子委員、坂本委員、高村委員、福田委員
5 議題及び公開・非公開の別	議題 1 審議会資料説明について 2 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の 給料の額について 3 その他 【公開】
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	報道関係者 2社(2名) 一般傍聴者 なし
8 審議内容	別紙議事録のとおり
9 その他	



平成19年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 平成19年9月25日(火) 15時00分～16時35分

2 場 所 さいたま市役所 別館2階特別会議室

3 出席者

(1) 委員 青島 朋子 委員 坂本 和哉 委員
荻野 廣子 委員 高村 具爾 委員
貝山 道博 委員(職務代理) 利根 忠博 委員(会長)
金子 福治 委員 福田 博之 委員
(欠席) 青島 祐子 委員 川本 宜彦 委員

(2) 事務局 総務局長 人事部長
人事部次長 給与課長 外4名

(3) 議会事務局 事務局長 参事兼総務課長

4 傍聴者 テレビ埼玉 産経新聞 計 マスコミ2社

5 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額
について
議題3 その他

6 議事の経過

(1) 委嘱状の交付
(2) 市長挨拶
(3) 委員の紹介
(4) 会長の選出及び職務代理者の指名
(5) 事務局等職員の紹介
(6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
(7) 審議会の公開及び傍聴許可
(8) 審議事項
議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につ
いて
議題3 その他

- (9) 審議会における審議の過程
- (10) 次回開催日
- (11) 閉会

7 審議の内容

- (1) 推薦により利根委員を会長に選出
- (2) 利根会長より貝山委員を職務代理者に指名
- (3) 審議会運営方法の確認
 - ・ 事務局より審議会運営要綱及び審議会傍聴要領について説明
- (4) 審議会の公開及び報道関係者2社の傍聴許可
- (5) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 事務局より配布資料の説明

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」
- ・ 配布資料は、昭和43年10月7日付け旧自治省行政局長通知の例示に基づき作成。
- ・ 資料目次3から9までを順次説明。

② 委員の意見・質問

- ア さいたま市の地域手当の率は。
- イ 平均消費者物価地域差指数と地域手当の関係は。
- ウ 給与改定率の推移の中で、給与構造の見直しの際に△4.6%を実施しているが、民間給与も同様に引き下ったのか。
- エ 給与構造の見直しにより、形として給料は引き下っているが、実態は見直し前の給料月額を保障している。
- オ 特別職の減額措置は現給保障されているのか。

③ 委員の意見・質問に対する事務局の説明・回答

- ア 12%指定地域である。
ただし、本則上は12%であるが、人事委員会勧告に基づき、経過措置を設け、今年度は9%としている。(②-ア)
- イ 18年度以前の調整手当は物価水準を反映していたのに対し、地域手当は地場賃金を反映したものである。(②-イ)
- ウ 平成19年4月1日に、抜本的な給与構造の見直しを行い、給料表自体を引き下げた結果によるものである。(②-ウ)
- エ 現給保障は行っていない。(②-オ)

議題2 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について

- ・ 行政を取り巻く厳しい環境等の社会経済情勢、あるいは、市職員の給与の引下げ、給与制度等の抜本的な改革等を踏まえ、現在の特

別職の報酬が適切なものかどうか、本審議会において意見を集約する。

- ・ 議題1における配布資料の説明に基づき意見等を聴取。

① 委員の意見・質問

- ア 市長の給料の額等の減額措置の具体的な内容は、審議の対象外ということによろしいか。
- イ 市議会本会議及び委員会の開催日数に関して、議員の本会議等の出席率に反映して報酬を考えることはできるのか。
- ウ 常任委員会の開催日数が他の政令指定都市に比べ少ないが、審議事項が少ないということか。
- エ 資料全体を見て、他の政令指定都市との絶対額での比較では、さいたま市は平均額と同額か、平均額を下回っている印象がある。これは算定基準のひとつの方法なのか。
- オ 議長、副議長、議員の報酬の改定率が他の政令指定都市に比べて非常に突出しているが原因は。
- カ 常任委員会の開催日数で判断した場合、現在の議員報酬の額が妥当であるか疑問である。
- キ 議員報酬の住民1人あたりの金額が他の政令指定都市に比べて高いのではないか。議員の人数が多すぎるのではないか。
- ク 議員定数の法定と条例の違いは。
- ケ 議案取扱件数の議員提出件数が減少傾向にあるが。
- コ 市長の給料の額等の減額措置が実施されているが、あくまでも現行額が適切なものかどうかを判断すればよいのか。
- サ 市長の給料の額等を検討する上で、一般職職員の給与改定率を判断材料の一つとすればよいのか。
- シ 市長の給料の額等を改定した場合、現行の減額措置の減額期間は継続するのか。

② 委員の意見・質問に対する事務局の説明・回答

- ア 対象外である。市長のマニフェストの中で、市長自身の方針により減額措置を継続実施しているところである。(①-ア)
- イ 議員の出席率は、病気、事故での欠席以外、ほぼ100%に近い割合で出席しているのが現状である。(①-イ)
- ウ 常任委員会の開催方法及び審議方法等により日数が相違する。例として、審議を初日に行い、討論及び採決は別の日に行った場合、2日かかることとなる。さいたま市の場合は、審議、討論及び採決は同時に行っていることから日数は1日となる。(①-ウ)

エ ひとつの基準にはなる。今回は、給与構造の見直し等をどのように評価して、特別職の給料等に反映していくか、様々な意見をいただきたい。(①-エ)

オ 平成16年度に開催された特別職報酬等審議会において、議員等の報酬額については、政令指定都市として相応しい額を考慮するとともに、議員の職務も拡大していることを含めて85万円という答申を頂いたところである。(①-オ)

カ 議員活動については、政令指定都市移行後、非常に幅広い、広範囲な活動を行っているのが原状である。(①-カ)

キ 資料については、減額調整前の報酬額により比較しているところである。

政令指定都市における議員の定数は、一般市に比べ、人口の割合からみると非常に少ないのが現状であり、大都市の議員は、非常に効率よく、議員活動を行っているところである。(①-キ)

ク 法定は地方自治法上、人口規模により増減数が規定されている。人口90万人から130万人までの都市は上限が64人の規定となっており、さいたま市では条例で定数を64人と定めている。(①-ク)

ケ 三市合併及び政令指定都市移行後において、大部分の条例等が整備されたことにより、提出件数が減少傾向にある状況である。(①-ケ)

コ 減額措置は各政令指定都市の実情により実施していることから、本則額(現行額)についての意見となる。(①-コ)

サ 前回の審議会の答申が平成16年度となることから、それ以降の給与改定率の評価も含めて、審議会の意見をお願いしたい。(①-サ)

シ 変更しない限り減額を継続することとなる。(①-シ)

議題3 その他

- ・ 委員、事務局共になし。

(6) 審議会における審議の過程

① 事務局より説明

- ・ 本審議会は今回から常設化となった。
- ・ 正式な諮問に基づくものではなく、市長から給料額等が適切かどうか意見を求められている。
- ・ 本審議会において、給料額等の改定の必要の有無について、検討及び意見の集約をし、その結果を市長に報告する。
- ・ 正式に諮問された場合は、従前どおり本審議会で審議し、一定の時期に答申することとなる。

② 委員の意見・質問

- ・ 一般職職員の給与改定率をベースに引下げるのか、他の政令指定都市との比較等をベースに上げるのか、次回審議会において方向性を決定の上、審議会としての意見を集約し、市長へ報告したい。

(7) 次回開催日について

- ・ 平成19年10月11日(木)午後3時から 別館2階特別会議室

(8) 閉会

平成19年10月17日

会 長

利根忠博